

市立小諸図書館運営一部業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

市立小諸図書館運営一部業務委託

2 趣旨

小諸市は市立小諸図書館が現在提供している図書館サービスの水準を継続しながら運営できる方式として、小諸市や市立小諸図書館について熟知し、市立小諸図書館の基本理念と基本方針を遵守する事業者による「運営業務に係る一部業務委託」を導入することとしました。

本要領は、市立小諸図書館運営一部業務委託の実施にあたり、プロポーザル方式により受託者を決定するために必要な事項について定めるものです。

3 業務内容

別紙「市立小諸図書館運営一部業務委託仕様書」のとおり

4 対象施設

市立小諸図書館

5 所在地

長野県小諸市相生町三丁目3番3号

6 履行期間

平成31年4月1日 ～ 平成34年3月31日

7 担当部署

小諸市教育委員会事務局 図書館

8 提案上限額

年額 37,000,000円（消費税込み）を上限とする。

※契約前に受託候補者と交渉を行う。

9 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者

(1) 単独の法人とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 別紙「市立小諸図書館運営一部業務委託仕様書」に記した内容に対応できる能力があること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (5) 法人税及び消費税（地方消費税含む）を滞納していないこと。
- (6) 都道府県税・市町村民税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 小諸市物品購入等入札（見積り）参加資格審査要綱（平成 12 年小諸市告示第 39 号）に基づき、平成 29・30 年度の小諸市入札参加資格について競争入札参加資格の認定を受け、小諸市入札参加資格者名簿に登載された者であること。または、登載されていない者については、受託者として決定された後に小諸市物品等入札参加資格審査書類を小諸市へ提出するものとする。

1 0 実施スケジュール

項 目	日 程
公告	平成 30 年 10 月 1 日（月）
参加申込受付	平成 30 年 10 月 1 日（月）～10 月 22 日（月）
参加資格審査	平成 30 年 10 月 22 日（月）～10 月 24 日（水）
参加資格審査結果通知 および提案書内名称通知	平成 30 年 10 月 24 日（水）
質問受付	平成 30 年 10 月 24 日（水）～10 月 31 日（水）
質疑回答	平成 30 年 11 月 5 日（月）
企画提案書、見積書の提出期限	平成 30 年 11 月 26 日（月）
提案書による審査 （プレゼンテーション及びビディング）	平成 30 年 12 月 12 日（水）
結果発表（公表・通知）	平成 30 年 12 月 14 日（金）

※本校で示す日程は予定であり、変更となる可能性もあるので留意してください。

1 1 手続き等

- (1) 参加申込書等の配布期間及び配布場所
 - ①配布期間 平成 30 年 10 月 1 日（月）から 10 月 22 日（月）まで
 - ②配布場所 市立小諸図書館又は小諸市公式ホームページ
- ※窓口配布は市立小諸図書館開館時間に限りませす。

(2) 参加申込書の提出

- ①提出期間 平成30年10月1日(月)から10月22日(月)17時まで(必着)
- ②提出場所 市立小諸図書館 〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番3号
- ③提出方法 持参又は書留郵便(提出期限内必着)により提出してください。
- ④提出書類 次の書類を提出してください。

No	提出書類	部数	
1	プロポーザル参加申込書	1	(様式第1号)
2	誓約書	1	(様式第2号)
3	組織概要	1	(様式第3号) 組織概要のパンフレット等があれば添付する。

(3) 参加資格審査(書類審査)

応募者の参加資格について提出書類を審査します。審査結果は書面をもって通知します。また、審査結果の異議は認めないものとします。

(4) プロポーザル及び委託業務に関する質問及び回答

- ①質問期間 平成30年10月24日(水)から10月31日(水)17時まで
- ②質問方法 「様式4号」を、市立小諸図書館へ電子メールで送信してください。
メールアドレス tosho@city.komoro.nagano.jp
※送信後は電話により到着の確認をしてください。
※FAX、電話又は口頭等での質問は受け付けません。
- ③回答方法 質問内容と合わせて市のホームページで回答いたします。
- ④回答日 平成30年11月5日(月)

(5) 企画提案書及び見積書の提出

- ①提出期間 平成30年10月24日(金)から11月26日(月)まで
※受け付けは市立小諸図書館の開館時間に限ります。
- ②提出先 市立小諸図書館
- ③提出方法 持参又は書留郵便(提出期限内必着)により提出してください。
※提出にあたっては、事前に市立小諸図書館へ連絡してください。
- ④提出書類 次の書類を企画提案書として提出してください。

No	提出書類	部数	
1	企画提案書(表紙)	1	(様式5号)
2	企画提案書(本文)	6	別紙「企画提案書作成要領」にある提案依頼事項について、項目順に全て記載してください。なお、様式は原則としてA4縦版とし、ページ番号を下部中央へ明記のうえ表紙と合わせて簡易製本(長編綴じ)してください。

3	見積書	1	様式6に見積もりの明細を添えて、上記の企画提案書とは別の封筒に入れ、封をして提出してください。
---	-----	---	---

※ 資料はカラー、白黒は問いません。

※ 提案書は提案者が特定できる表現はしないこととし、あらかじめ小諸市が指定する名称を用いること。

⑤提出部数 正本 1部、副本6部

⑥企画提案書の変更の禁止

企画提案書の提出後は記載された内容の変更を認めません。

⑦企画提案書類の取扱い

ア 提出された企画提案書類は小諸市の了解なく公表及び使用出来ません。

イ 提出された企画提案書類は返却しません。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとします。

エ 提出された企画提案書類に係る著作権は応募者に帰属します。ただし、最優秀提案者の提案書等の使用権は小諸市に帰属するものとします。

オ 小諸市から提供された文書は、小諸市の了解のなく公表又は使用できません。

カ 企画提案書の提出は1者1案とします。

(6) 辞退届

①提出期限 平成30年11月21日(水)17時まで

②提出先 市立小諸図書館

③提出方法 持参又は書留郵便(提出期限内必着)により提出してください。

④提出様式 任意の様式で、届出日、提案事業者名、辞退理由を明記し、必ず参加申込書と同じ印を押印してください。

(7) 提案書による審査(プレゼンテーション及びヒアリング)及び最優秀提案者の決定

①審査日時 平成30年12月12日(水)(提案書発表の開始時間は別途通知)

②審査場所 小諸市市民交流センター ステラホール

③審査基準 審査基準はプロポーザル審査委員会が定める。

④プレゼンテーションの方法

ア 提案書の内容に基づき、非公開でプレゼンテーションを実施します。

イ プレゼンテーションは見積書の開札に先立って実施します。

ウ 1者につきプレゼンテーション45分以内、質疑応答20分以内の時間とします。

⑤提案評価

ア 提案評価は各審査委員の評価の合計により決定します。

⑥最優秀提案者の決定

ア 提案書による審査後、見積書に基づく価格評価を行います。

イ 提案評価および価格評価の合計を評価点とし、最高点の者を最優秀提案者、次に高い者を優秀提案者とします。ただし、評価点が満点の5割に満たない場合は選外とします。

ウ 評価点と同点の場合は、提案評価の点数の高い者に決定することとします。

⑥留意事項

ア 使用する資料は事前にメール又は電子媒体で提出してください。

イ プレゼンテーションは提出した提案書に基づき説明してください。

ウ パソコン、レーザーポインタ、プロジェクタ及びスクリーンは事務局で用意します。その他に必要な機材がある場合は、事前に事務局に申し出てください。

エ 会場への入室は4名までとし、事前に事務局へ申し出てください。

⑦提案者が1者の場合の措置

ア 提案者が1者であっても提案書による審査を実施します。

⑧失格 以下のいずれかに該当する応募は失格とする。

ア 提出書類に故意に虚偽の記載をした場合

イ 本書等に記載の要件に適合していると認められない場合

ウ その他本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

エ 審査委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合

オ 提案書による審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に出席しなかった場合

(8) 選考結果の通知及び公表

①結果の通知 最優秀提案者の決定後、全ての参加者に結果を郵送により通知します。

②結果の公表 選考結果は小諸市ホームページで公表します。その際は、最優秀提案者については商号又は名称と得点、その他の団体については匿名で得点のみ公表します。

③問い合わせ 最優秀提案者とされなかった者は、選考結果の説明を求めることができます。その場合は、選定結果の通知日から10日以内に、書面（任意）によりその旨を小諸市に意思表示してください。ただし、説明は事務局が口頭及び資料の交付により対応することとし、対象等は以下のとおりとします。

ア 対象 最優秀提案者と説明を求めた提案者

イ 範囲 審査項目の評価結果

1.2 費用負担

応募書類、企画提案書の作成及びプレゼンテーションにかかる費用をはじめ、応募に関する全ての費用は提案者の負担とします。

1.3 契約

- (1) 選考後に、最優秀提案者と事業内容や契約金額について協議をした上で小諸市との2者で覚書を締結し受託者を決定するものとします。ただし、協議が整わなかった場合には、優秀提案者と協議をするものとします。
- (2) 覚書の締結後から運營業務の開始までに、小諸市と個別に契約を締結するものとします。契約内容は企画提案書による内容を基本とし、覚書の内容を含め、小諸市財務規則に従い契約を締結します。なお、運營業務の仕様変更又は受託者の責に帰さない事柄があった場合を除き、契約する金額は受託者の提案した金額を上回ることはできないものとします。

1.4 その他

- (1) 契約締結後において、受託者に本プロポーザル手続きにおける不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとします。また、契約解除において生じる一切の損害について、小諸市は賠償責任を負わないものとします。
- (2) 本プロポーザルで知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏洩しないこととします。
- (3) 提出された企画提案書は返還しません。また、企画提案書の提出後、小諸市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (4) 企画提案書の著作権は企画提案者に帰属します。ただし、小諸市が企画提案の報告等のために必要な場合は、提案書の内容を無償および無許可で使用できるものとします。
- (5) 本要領に定めのない事項および疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。

1.5 プロポーザルの中止

緊急等やむを得ない理由により、小諸市がプロポーザルを実施することが出来ないと判断した場合は、プロポーザルを中止することがあります。なお、この場合において要した費用は小諸市に請求することはできないものとします。